

△elta333 会則

施行：2007年6月1日

改訂：2008年6月14日

第1条 (名称)

本会の名称は、『△elta333 (でるたさんさんさん)』(以下「本会」という)と称する。

第2条 (目的)

会員相互の連絡、意見・情報交換、自主勉強会を通じて、会員相互の親睦を深めると共に、経営とITの両面に精通したプロフェッショナルであるITコーディネーターとしての資質を向上させ、社会に貢献することを目的とする。

第3条 (活動内容)

本会は、前条の目的達成のため、次に掲げる活動を実施する。

- (1) ITコーディネーターとしての資質向上に関する活動
- (2) 会員相互の情報・意見交換を促進させる活動
- (3) 会員相互の親睦を深める活動

第4条 (会員資格)

本会の会員は、下記の条件を満たし、本会の目的に同意したものによって構成される。

- (1) ITコーディネーターの認定を受けた者
- (2) ITコーディネーターを目指している者
- (3) 会員の推薦により、幹事会で承認された者

なお、前各号に係わらず、会員の推薦により非会員が勉強会へ参加することを認めるものとする。この場合、事前に幹事会に届け出るものとする。

第5条 (入会方法)

会員資格(第4条)を有し、本会の目的(第2条)に同意した上で本会への入会を希望する場合には、幹事会に申し出て承認を受けなければならない。

第6条 (脱退)

会員本人の希望により、いつでも本会を脱退することができる。この場合は、幹事会に申し出るものとする。

第7条 (組織体制)

本会の目的達成のために、次の組織を設置する。

- (1) 会長(1名)：本会の代表者 兼 世話役
- (2) 幹事(若干名)：自主勉強会、親睦会などの企画・運営・会計・サポート
- (3) 幹事会：会長・幹事の集まり。本会の意思決定組織とする。
- (4) 企画サポート：自主勉強会の都度、そのときの勉強会の企画・運営をサポートするメンバー

第8条 (幹事の任期)

幹事の任期は、原則2年間とする。ただし、再任を妨げない。

第9条 (総会)

原則として、総会を年1回開催し、幹事の専任、会費の決算報告承認、運営方針の確認を行う。なお、重要事項の決定に際しては、臨時総会を招集する場合もある。

第10条 (分科会)

本会の目的を達成するための調査・研究を目的として、幹事会の決議を経てこれを具体化する分科会を設置することができる。

第11条 (会費)

本会の会費は、次の通りとする。なお、会費の額を変更しようとする際は、幹事会の決議を経て総会で決議すると共に、総会において会費の決算報告を行うものとする。

- (1) 年会費 3,000円
- (2) 勉強会参加費 **【正会員】無料**
【非会員】[初回] 2,000円 [2回目以降] 2,500円 (ともに1回の参加につき)
- (3) **外部講師を招聘する場合：これにかかる費用を参加者で分担する(事前に参加費を決定して公表する)**

第12条 (変更その他)

本会則を変更しようとする場合、および本会の運営に必要な細則の決定は、幹事会の決議を経て、総会で決定することができる。なお、本会則の変更は、総会出席者の過半数を超える承認を得るものとする。

第13条 (施行)

本会則は、2007年6月1日より施行する。

【改正履歴】

- (1.1) 2007年7月5日 非会員の勉強会参加に関する改訂
- (1.2) 2008年6月14日 正会員の勉強会参加費の原則無料化に関する改訂